産前産後 · 育児休業掛金免除者明細書(標準報酬月額)

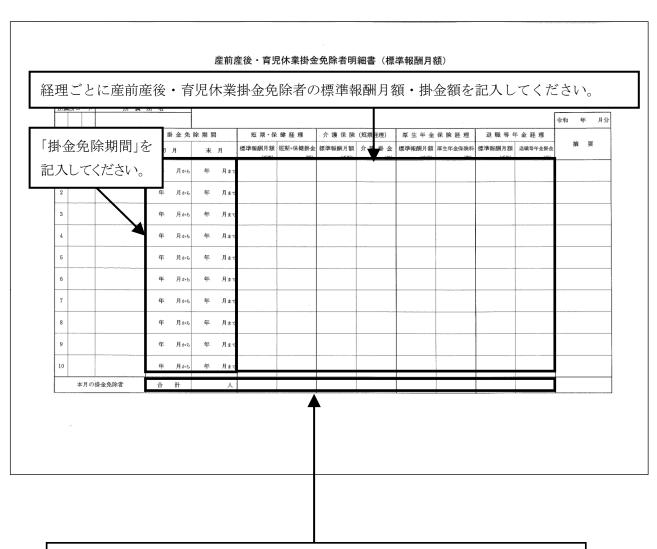
「標準報酬月額に関する月例報告書」を自主報告している所属所において、**育児休業等により掛金** 免除になる組合員がいるときは、「月例報告書」と合わせて、この掛金免除者明細書も必ず提出してください。

【産前産後休業・育児休業中の組合員の掛金及び負担金の免除対象者】

- ・月の中途で産前産後休業・育児休業を取得した時は、その月から掛金・負担金(掛金相当分)が免除になります。
- ・月の中途で産前産後休業・育児休業を終了した時は、その月から1ヶ月分の掛金・負担金を徴収します。

注意

・育児休業については、「開始した月」と「終了する月」が同一の場合、14日以上であれば免除となります。



産前産後・育児休業者に係る掛金免除額等の合計を求め、合計額を「月例報告書」 の免除欄に記入してください。(※負担金免除額は、掛金免除額と同額です。)